

調査報告書

〈概要版〉

令和 8 年（2026 年） 1 0 月 1 6 日

姫路市いじめ問題再調査委員会

概要版目次

目次

1. 再調査に至った経緯	1
2. 諮問事項	1
3. 調査組織の構成	2
4. 再調査の方法	2
(1) 聴き取り調査	2
(2) 資料の精査	2
(3) 調査期間	2
(4) 対象児童の訴え	2
5. 再調査結果	3
(1) いじめの事実関係について	3
(2) いじめ該当性及びいじめといじめ重大事態の因果関係について	3
(3) いじめ対応について	4
6. 学校及び教育委員会の対応における問題点	4
(1) いじめに対する基本的な理解が乏しいこと	4
(2) 特別支援教育に対する理解不足	5
(3) いじめ重大事態に対する理解不足	5
(4) 対象児童に対するヒアリングなしに報告書を完成させたこと	5
(5) 記録をつけることに対する意識不足	5
(6) 学校体制について	5
(7) 学校と教育委員会の関係性	5
7. 本件の問題点を踏まえた当委員会からの提言	6
(1) 法的知識の確認といじめの防止等のための基本的な方針、いじめ重大 事態調査に対するガイドラインに対する正しい理解	6
(2) いじめの未然防止	6
(3) いじめの指導・対応	6
(4) 校内研修の重要性	6
(5) いじめの態様別聴き取りの留意点（特に対象児童生徒に対して）	6
(6) いじめ重大事態発生に対する平時からの準備	6
(7) 子どもの権利救済機関の設置の検討	6
(8) 記録の重要性	6
(9) 学校と教育委員会の協働体制	6
(10) 一人ひとりの児童生徒の理解の徹底	6

1. 再調査に至った経緯

本件は、令和4年度に姫路市立小学校6年生に在籍中の対象児童（特別支援学級在籍）が、同級生である関係児童から同年4月に行事の準備の際に動きが遅いと指摘され、いじめと認知された。その約半年後の10月に入り、対象児童が複数の関係児童から避けられたり、対象児童を不潔とみなすような言動をしていることを、対象児童が知るところになった。

これにより、対象児童は心身の苦痛を訴え、同校にほとんど登校できなくなってしまった。そして、翌1月には転校するに至った。

当該校及び姫路市教育委員会（以下「市教委」という。）は、同年12月に本件をいじめ重大事態と認定し、学校主体の調査を行い、令和5年5月に当該校が作成した調査報告書が完成した。

一方、対象児童保護者は代理人弁護士に依頼し、第三者委員会による調査を実施するように求めたものの、市教委は拒絶し、第三者委員会の設置には至らなかった。

姫路市長は、上記報告書に対する対象児童保護者の所見を受けて、再調査の必要性を認め、本委員会に諮問の上、再調査に至った。

2. 諮問事項

- ① いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項により、当該市立小学校が行った調査内容の検証及び調査結果の評価
- ② 当該児童（対象児童）に対するいじめの事実関係の解明
- ③ 当該市立小学校及び教育委員会の対応についての検証
- ④ 同種の事態の具体的な再発防止策の提言

3. 調査組織の構成

氏名（敬称略）	職 種	所 属
竹内 彰（委員長）	弁護士	兵庫県弁護士会
野田 正人（副委員長）	福祉に関する専門的な知識を有する者	日本学校ソーシャルワーク学会
池田 忠	教育に関する専門的な知識を有する者	日本生徒指導学会関西地区研究会
羽下 大信	心理に関する専門的な知識を有する者	兵庫県臨床心理士会
山本 朗	児童精神科医	日本児童青年精神医学会

4. 再調査の方法

（1）聴き取り調査

①対象児童関係者

- ・対象児童本人
- ・対象児童保護者、祖母

②当該校関係者 教職員 9名

③教育委員会関係者 9名

④関係児童その他

当委員会として、事案発生時から対象児童の聴き取り実施時点において約2年経過していること、当該校作成の調査報告書に関係児童の聞き取り結果が記載されていること、関係児童が聴取に応じるかどうかそもそも不透明であり、かつ、仮に聴取を実施するとすれば、報告書の完成が更に遅延することなどを対象児童側にも説明し、対象児童側の意向も踏まえた上で、当委員会として関係児童の聴取は実施しないこととした。

（2）資料の精査

当該校作成の調査報告書等関係資料

（3）調査期間

令和6年3月25日に第1回委員会を開催し、令和8年9月まで計18回の委員会を開催。また委員会以外に上記の聴き取り調査を実施。

（4）対象児童の訴え

- ・小学校2年生の頃、上級生からランドセルで体当たりされたり、3年生の頃に同級生から腹部を叩かれたりすることがあった。
- ・小学校6年生になって、いじめられるようになり、世界がガラッと変わった。

- ・ 4月のいじめのあと、関係児童が謝罪したが、むしろ対象児童の方が悪く感じた。
- ・ 10月にいじめが分かった後、謝罪した子もいたが、気持ちが通じたのは1人だけだった。
- ・ 転校後は、転校先の配慮もあり、学校生活は楽しく送ることができた。

5. 再調査結果

(1) いじめの事実関係について

概ね、当該校作成の調査報告書の通りである。なお、関係児童からの事情聴取をしていないが、学校において一応、適切に聴き取りが実施されていることを前提とする。

- ・ 令和4年4月27日、対象児童は行事の準備中に「全然動いてくれない、お荷物や」と言われた（約1か月後にいじめとして認知。）。
- ・ この件につき、発言した関係児童は謝罪した。
- ・ 学級内でも謝罪の場が設けられ、関係児童はほかの児童が見ている前で、対象児童に謝罪した。その際、関係児童が泣き出した。対象児童は、学級内に関係児童に同情的な空気が流れたように感じた。
- ・ 同年10月6日、上記いじめが解消されたと当該校が判断。
- ・ 10月12日、関係児童3名が対象児童を避けたり、対象児童の近くを通るときに「オエッ」と言ったり、対象児童をばい菌扱いしたりしていたこと、うち1人の児童が対象児童の触ったボールを「ボール変えな」と言っていたことを、対象児童が知るところになった。
- ・ 学校が聴き取りを実施し、上記3名以外にも7名の児童が3名の児童と同様の行為をしていたことが判明、また、12月9日のアンケートで更に11名の児童が同様の行為に及んでいた。
- ・ 対象児童が10月13日以降、途中登校・途中下校が出来ていた時期、オンライン授業を受けていた時期はあったものの、12月21日、転校することになった。
- ・ 11月1日頃（当該校で音楽会が開催される頃）には対象児童は自身の髪の毛をむしったり自傷行為に及ぶようになった。心療内科への受診も余儀なくされ、精神疾患に罹患しているとの診断も出た。

(2) いじめ該当性及びいじめといじめ重大事態の因果関係について

- ・ 上記「お荷物」発言及び対象児童に対し「オエッ」と言ったこと、対象児童の触ったボールを「ボール変えな」と言ったこと、ばい菌扱いしたこと、近くを通るときに対象児童を避けたことはいずれも、対象児童に心身の苦痛を与えた言動であり、いじめに該当する。
- ・ いじめを原因として当該校への登校が困難になり、精神疾患を発症し、かつ、転校も余儀なくされたこと、逆にいじめ以外にこのような事態に陥る

原因が見当たらないことから、法第28条第1項第1号及び第2号所定のいじめ重大事態であり、いじめといじめ重大事態の因果関係は存在する。

(3) いじめ対応について

- ・10月13日以降、対象児童の保護者及び祖母は再三当該校や市教委を訪れ、さまざまな要望を繰り返した。
- ・11月14日に交流学級の担任が対象児童に謝罪の手紙を書くようにクラスの児童に促し、書かれた手紙が対象児童に届けられた。
- ・また、上記アンケートの前に、当該校で教員立ち会いの下、関係児童が対象児童に対し謝罪の場が設けられたが、対象児童及び同保護者は謝罪に納得せず、他にも対象児童に対して不潔扱いする児童がいると訴えた。
- ・当該校は12月16日、本件を法第28条第1項第2号の重大事態に、同月21日、同項第1号の重大事態として認定した。
- ・令和5年2月中旬頃までに、対象児童保護者が代理人弁護士（2名）に依頼し、同弁護士らは、市教委に第三者委員会を設置して調査するように求めた。
- ・しかし、市教委は、学校主体の調査が否定される場合ではなく、学校主体の調査が行われて報告書が作成段階にあることを理由に、第三者委員会の設置はしなかった。
- ・同年5月2日、当該校は報告書を作成し、対象児童保護者に渡した。
- ・対象児童保護者は再調査を求め、姫路市長宛に所見書を提出した。

6. 学校及び教育委員会の対応における問題点

本委員会で調査の結果以下の点に問題があると判断した。

(1) いじめに対する基本的な理解が乏しいこと

- ・いじめとは、法において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。
- ・いじめは、いじめられる者といじめる者だけではなく、それをはやし立てる観衆、それを見て見ぬふりをする傍観者の四層構造で成り立つ。
- ・以上の理解を前提に、いじめに遭った者からすると平穏な学校生活を取り戻したいとの思いで教員に解決を委ねることが通常であり、自分がどんないじめに遭ったのか、どうしてそんなことになったのかを知ることが解決の第一歩である。
- ・逆に、いじめをした者にとっては、自身の行為がいじめになぜ該当するのかが分からない場合もあり、まずは自身の行為がいじめに当たることを

認識してもらう必要がある。

- ・謝罪については、事案が把握でき、いじめをした者とされた者の双方（保護者も含む）が、その背景も含めて理解・納得した状態で行うべきであり、それ以前に謝罪の場を設けるといじめをされた側は更なる被害感情を訴えられなくなったり、いじめをした側も納得できないままの謝罪となり、更なるいじめやトラブルを誘発する可能性がある。

（２）特別支援教育に対する理解不足

- ・対象児童がいじめに遭ってから心身の苦痛を特に感じていたはずであるが、指導計画上にその点に関する記載がなく、フォローが不十分だったのではないか。
- ・対象児童の特性などに個別具体的な配慮が足りなかったと考えられる。

（３）いじめ重大事態に対する理解不足

- ・いじめ重大事態の認定が遅いのではないか（１１月頃には可能ではないか）。
- ・現行のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインでは本件は第三者委員会による調査を選択すべき事案で、当時もそうであったと考える。
- ・学校主体調査に姫路市学校サポート・スクラムチーム（現姫路市学校サポート専門チーム）のメンバーが加わっているが、それをもって第三者性が担保されていたとはいえない。
- ・重大事態調査に関する説明を学校も市教委も対象児童保護者に行っていない。

（４）対象児童に対するヒアリングなしに報告書を完成させたこと

- ・少なくとも報告書の作成にあたっては対象児童からのヒアリングは必須で、それに向けた努力を行った形跡もない。

（５）記録をつけることに対する意識不足

- ・当該校作成の報告書の中に、市教委から受けた助言の内容や学校としての意思決定の理由が記されておらず、ヒアリング時も各教員・指導主事らの記憶に頼るしかなかった。
- ・第三者による検証が予定されていることが意識できていない。

（６）学校体制について

- ・いじめ対応チームが当該校にはあったが機動的対応が予定されているとは考えられず、本件についても実効的な役割が果たせていなかったと思われる。
- ・学校いじめ防止基本方針が形骸化していた可能性がある。

（７）学校と教育委員会の関係性

- ・市教委が本件に対して関わるのが遅きに失した。
- ・いじめの解消について学校の理解が乏しく、市教委は対象児童の支援や関

わりについて具体的な指導助言をすべきであった。

7. 本件の問題点を踏まえた当委員会からの提言

- (1) 法的知識の確認といじめの防止等のための基本的な方針、いじめ重大事態調査に対するガイドラインに対する正しい理解
 - ・ こども家庭庁及び文部科学省からのいじめの重大化を防ぐための留意事項集、いじめの重大化を防ぐための研修用事例集の活用
 - ・ いじめ重大事態調査に関するガイドラインに示されているチェックリストの活用
 - ・ 全教職員による学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し
- (2) いじめの未然防止
 - ・ 学校いじめ防止基本指針の実効性を高め、周知の徹底
 - ・ いじめ防止体制をモニタリングする第三者委員会（いじめ防止対策審議会など）の設置の検討と準備
- (3) いじめの指導・対応
 - ・ 初期対応の重要性
 - ・ 解消に対する正しい理解
- (4) 校内研修の重要性
 - ・ 失敗例の提示や重大事態の報告書の活用
- (5) いじめの態様別聴き取りの留意点（特に対象児童生徒に対して）
 - ・ 教員からの質問事項も記載
- (6) いじめ重大事態に対する平時からの準備
 - ・ 本委員会が姫路市で設置された最初の第三者委員会であり、これまでも本来第三者委員会で調査すべきであった事案が相当数あった可能性があることから、改めていじめ重大事態の調査に関するガイドラインの第2章いじめ重大事態に対する平時からの備えの確認
- (7) 子どもの権利救済機関の設置の検討
 - ・ 児童の権利を確実に守るため、教育委員会から独立した市長部局に機動性の高い相談窓口を設置することを求める。
- (8) 記録の重要性
- (9) 学校と教育委員会の協働体制
 - ・ 特に当該校のような小規模校においては、いじめ重大事態発生時の教育委員会の関与は重要
- (10) 一人ひとりの児童生徒の理解の徹底
 - ・ 障害や特性の診断は一つの指標であり、児童生徒一人ひとりの個性にあったかかわり方を模索する。